

総社市教育委員会会議録

1 開会 令和2年3月19日 午後4時00分

2 閉会 令和2年3月19日 午後4時50分

3 場所 総社市中央公民館2階 特別室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長 山中 榮 輔

教育長職務代理者 林 直 人

委員 小鍛治 一 圭

委員 三 宅 眞砂子

委員 児 島 塊太郎

欠席委員

委員 上 岡 仁

5 会議に出席した者

教育部長 服 部 浩 二

学校教育課長 井 上 徹

こども夢づくり課長 小 野 玲 子

教育総務課課長 浅 野 竜 治

教育総務課主幹 梶 谷 美 奈

教育総務課主幹 池 上 宗一郎

6 会議録署名委員

山中 榮 輔 児 島 塊太郎

7 付議事件

- | | | |
|--------|---------------------------------------|------|
| 議案第 7号 | 総社市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について | 原案可決 |
| 議案第 8号 | 総社市教育委員会職員の人事異動について | 原案可決 |
| 議案第 9号 | 総社市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について | 原案可決 |
| 議案第10号 | 総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の制定について | 原案可決 |
| 議案第11号 | 総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第12号 | 総社市立学校管理規則の一部改正について | 原案可決 |

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後4時00分】

梶谷教育総務課主幹 本日は市議会の最終日ということで、委員の皆様には遅い時間にお集まりいただき申し訳ありません。本日の委員会は、5時頃には閉会させていただきたいと考えております。勝手に申しまして誠に申し訳ございませんがよろしく願いいたします。それでは、教育長よろしく願いいたします。

山中教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。

この教育委員会には、議案6件が付議されております。既に通知をしております2件に加え、前回の委員会で取り下げをいたしました案件も含め、4件が追加上程されており、これを了承しておりますのであわせてご審議のほど、よろしく願いいたします。

また、議案第8号については人事案件であり、報告事項のあとに審議したいと思っておりますので、ご了承願います。

まず、会議録の署名委員についてであります。会議規則第16条の規定により、私のほか、出席委員中、児島委員にお願いします。

では、議案第7号「総社市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 議案第7号「総社市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」報告させていただきます。報告書につきましては、事前にお配りさせていただいております。今回の報告につきましては、平成30年度の総社市教育委員会の事務について各課におきまして点検・評価を行い評価報告書にまとめさせていただいたところがございます。この評価・点検につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づきまして、毎年事務の管理や執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会へ提出、また公表しなければならないものでございます。平成30年度におきましては、総社市の大型建設事業の内、教育委員会が担ってございましたビッグ3と言われているものの内、総社小学校ですとか、いじりの認定こども園が完成した節目の年、また31年度に入っておりますけれども総社市地食べ学校給食センターえがおも完成したという節目の年でございました。報告書につきましては、ご意見を賜りました岡山県立大学の樂木先生のお言葉で申しますと、物理的環境が大きく前進した年と言えるのではないかと考えております。その他事業の具体的な取り組みや進捗状況については、報告書に記載をさせていただいているところがございます。事業は平成30年度に策定された「第2次総社市教育振興基本計画」に沿って進めて参りました。

評価につきましては、平成30年度の実績と令和2年度の目標値を比較するという方法で行ったところがございます。そして昨年同様、その割合によってA～Dのランク付けを行ったわけですが、中には数値の変化とランクに違和感を感じさせるものがございました。と申しますのが、例えば平成28年度の実績値に比べて平成30年度の実績値が下がっているものについて、令和2年度の最終目標値に対する割合が高いためにランクがB・Cと高い評価になったものもございます。

次に、報告書の19ページをお開きいただきまして総社教育大綱の3点を具現化するために、その下に基本方針1・2・3、そして右側の方に基本方針4・5・6と具体的な施策について定めておりまして、この方針をもとに具現化に向けての取り組みをやってきたところでございます。評価項目の評価値を全体で申しますと34項目ございまして、A判定となっていましたのは18項目、B判定となっていましたのが9項目、C判定が6項目、D判定が1項目、計34項目でございます。内容につきましては、中を見ていただいたとおりでございます。この評価は、毎年やっておりますので、引き続きPDCAサイクルを通して改善策または方向性を、今後反映させていきまして、次年度以降、教育行政の発展に寄与出来るようにしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

山中教育長 ただいまの議案第7号について、ご質問はありませんか。

林委員 教育委員会の事務に関する点検・評価ということで、教育委員会から委託された他の部署、生涯学習とかスポーツ、そういったところが一部抜けていったと思うんですけども、今後、今度はそういった部署について、恐らくこういったかたちで教育振興基本計画に基づいてそこもされるのかなあとということで、多分されるのではないのかなあと思うんですけど、もしもそうだとしたら評価を協議するときくらいは来た方が説明もしてもらえないかなあというふうな感じがしました。これは感想です。それから22ページなんですけれども、どこが評価が低いのかなあとってそういう目で見たら③ですね、子育て期をワンストップで支援ということの、子育てしやすいと感じている人の割合が50.2%という形で、目標値は80%に置いていたんですけども50.2%になったというふうなところですね、これは誰にどういうふう聞いたのかなあということを思いました。恐らく私なんかはやればやるほど受ける方も非常に希望が高くなるというか際限なくなると思うんですよ。そこをどうというふう考えていくのかということですね。ですから一方で便利を追及しても決してそれが幸せに通じるのかと言ったときに、やはり子育ての喜びもあるわけですので、その辺のところの鑑を、どう考えていったら良いのかなあと。担当はどういうふうに、こんな感じに思っていますとか何でも良いですから教えていただけたらなあということをお思います。

小野子ども夢づくり課長 私も思っていた数字よりも随分低いと思いました。これは政策調整課のアンケート結果によるものでございます。恐らく、子育て世帯の方を無作為抽出で選ばれたのではないかと思いますけれども、我々精一杯やっていたのですがこの結果、低かったのも、また更に上を目指していきたいと思っております。

林委員 子ども・子育て支援会議の中の160何項目かありましたよね。ですから、あれぐらいやっているんだったらもう少し評価が高くて僕は良いんじゃないかなと思うんですけどもね。ですから、その辺のところをやっぱりどう考えていったら良いのかなあというところを、ある意味そんなに気にしなくても良いんじゃないのかなあという気がしました。それから31ページの一番上のところで、地域住民が参画した総社流学校運営協議会、総社流のコミュニティスクールのことだろうと思っておりますけれども、それが0から7ということで5校園

で、これは恐らく五つ星学園の5かなあとと思いますけれども、7と言ったら後どこが入るのかなあと、どこを想定していたのかなあと思ったんですけれども。

井上学校教育課長 ありがとうございます。具体的に申し上げますと、池田小学校区です。池田小学校区は特区立ち上げの際に、実は3つの部会を立ち上げて今の五つ星学園の学校運営協議会と近い形をスタートの時に実際の設置をいたしました。それは一つは学校・保護者、それから私共教育委員会、それから市長部局から地域活性化の関係で政策調整課が入って、この3つで池田小の特区の立ち上げと、人を呼び込む施策のため協議会を立ち上げました。今年度の状況を申し上げますと、なかなか立ち上げの時は勢いがあったんですが少し機能が不十分な状況にありますので、これはしっかり令和2年度に向けてもう一度勢いを取り戻したいと、五つ星学園の学校運営協議会、もしくはこれに近い形に持っていきたいということでB評価ということになっております。以上です。

林委員 まあ、校長も変わったのかな。

井上学校教育課長 そうです。

林委員 それからD評価が39ページになるんですけれども公民館活動の数、これはどういうことなのかな、聞くのもどうかなあと思ったんですけれども。主催の講座数が非常に減っているというのは、どういうふうなことから減っているのかなあとというふうなところで、まあ高齢者社会において特に公民館というのはそういった意味で重要な生涯学習の場であるのかなあと考えたときに減っているというのは寂しいなあと思うし、若い子どもたちも巻き込んでの活動というのが理想的な形ではないかなあと思っているの、数が減ったことが分かったらご説明をお願いできたらなあと思います。

服部教育部長 すいません。30年度の実績を主に使っております関係で、特に豪雨災害の関係で公民館、地区館が避難所にしばらくになっていた時期がございました。活動自体も約半年間は特に社会教育、公民館活動が停止していた時期がございましたので、その影響が出てしまったと思っております。年度後半からは色んなものが元へ戻っていったので、かなり他の項目ではリカバーしたような形になっておりますけれども、昭和は被災しましたし、そういった関係でかなり公民館を拠点とした活動が30年度は少し影響を受けてしまったというところはあるのかなというふうに思っております。

林委員 なるほど。それが大きな要因になっているということですね。分かりました。後40ページの人権のところは8課題でC判定になっている。これはこれから随時やっていくと書いてあったので、それですかね。

池上教育総務課主幹 そうです。後8課題残っているということで、この31年度に4つの課題について取り組みました。来年度残り4つを取り組む計画にしております。令和2年度の終わりには全て課題を網羅した講座を行いたいと思っております。

林委員 分かりました。後は文化財の関係ですね。赤米はまだここでやっているんですか、申請。

服部教育部長 本年が最終のチャンスだったんですが、申請はしたと思います。5月頃に結

果が出るんですが、かなり厳しいかなと思います。

林委員 ああ、そう。ということで、全体的にはかなり実りあるのかな個人的には。ありがとうございました。

児島委員 僕もお聞きしようかなあと考えたところを聞いていただいたんで、最後の文化財のところ、文化財の審議員をさせていただいて、保護についてはかなりプロの方が関わっていて保護については非常に十分にお話をされるんですけども、それを活用してどうするかという、その活用のところでもう少し審議員の中に若い方をお入れになって。どうも聞くとですね、本当にリタイアした人たちだけしか参加出来ないような、そういうようなものを提案されているのでこれではとても活性化していくようには僕は会議に出席していて、もう少しなんかそこを組織的にですよ、考えられたら良いんじゃないかなと思うんですけど。本当に会議が堂々巡りですよ。それがこの結果に結びつくのではないかなという気がしましたね。

服部教育部長 おっしゃるとおりで、本当に保護についてはかなり専門的な方も関わっていただきまして、専門的な分野でしっかりやっていただいておりますけれども、活用というのは十分出来ていなくて、それもあって観光の方へ少し部署を移したという経緯もございました。委員がおっしゃっていたとおり確かに新しいメンバー、若い柔軟な発言とか議論が出来るような体制というのは確かに必要と思っておりますので、この辺り少し所管が産業部になっておりまして、連携して相談していきたいと思っております。ありがとうございます。

児島委員 最近よくテレビに出ておられる、岡山県出身の磯田さん。ああいう方に来ていただいて、鬼の城なんかも含めてやると若い人がどーっと集まるよね。

服部教育部長 興味を持っていただくのに非常に大事だと思います。

林委員 この前ぶらタモリか何かでやっていましたよね。

三宅委員 されてましたね。

児島委員 ああいう人をもっと連れてきて、ちょっとやるだけでも若い人がそこへ集まるようになってね。今、美観地区、海外の人は物凄く少ないんですけど、若い人が一杯最近来ていますよ。岡山県にコロナが出ていないということもあるんでしょうが、若い人が行くところが無くなっている。みんなストップして。今、大変一杯来ておられます。ちょっと、そこを考えましょうよ。

山中教育長 ありがとうございます。

児島委員 一回、会議に出てみてください。

山中教育長 はい。他にご意見がありますでしょうか。

小鍛冶委員 総社を愛す子供というところで郷土愛とか地域との関わりとかで、昔はあって今は無くなってしまったこと。温暖化で行事が無くなってしまったりとか短縮されたりとか、それからいろんな授業が増えたので、そういった昔はあったけど削られてしまったというようなことが数はそんなに無いかもしれませんが私が気付くところでも色々ありまして、そういったところのバランスというのは確かにあると思うんですけども、やっぱり良

いものは残して、そして改善できるところは改善していただくようなバランス良く、良い行事は残してもらいたいなあと思います。地域へ出て行って、多少授業数が取られてしまうので何故この行事が無くなったんですかと質問を先生にしたら、やはり授業数が足りないのです。そういったことを削らせてもらいましたというような回答をいただいたことがありまして、そういったところを削ってしまうと、やっぱり総社を愛す子供にというところで、ちょっと足りなくなってしまったのかなあと感じた感想です。よろしく願いいたします。

林委員 県から祭りを調べた学生がおりまして、やはり年々祭りの数が減っていっていると、伝統行事がどんどんどんどん少なくなっていっていると。これはあまり考える方向とは反対の方向ではないかと思いますね。

小鍛冶委員 中央小学校で言うと、林先生はご存じだと思いますが、かるたが凄く良かったんですけれど、途中で途絶えてしまって、もう何もやっていなかったんですが、昨年か一昨年、5年生の担任の先生がそれを見つけて参観日でやったんですよ。やっぱり良いものが無くなったというのは前の横山先生ですかね、昔はちゃんとやったのに無くなってしまったのは悲しいというような感想はありました。そこは、そういった郷土の良いものは残してもらいたいと思います。

山中教育長 井上先生よろしいですか。

井上学校教育課長 おっしゃるとおりだと思います。

山中教育長 授業時数とのバランスが凄く大事で。道徳が入ったでしょう、授業時数が凄く減って、その道徳の中にそういうものを入れても良いかもしれないですね。

林委員 今、やっているんですか、ふるさと探訪学習とか。前、4年生でやってた。

井上学校教育課長 やっておりますが、このふるさと探訪学習ですら授業時数確保のためにやめることは出来るのかという話が学校現場から出てくるくらい授業時数の生み出しに苦慮しているんです。

山中教育長 英語と道徳、これが出来てから殆ど余裕が無くなって。それで時数が足りないんですよ。そういうことも背景にありますよね。まあ、余裕が無くなったんですよ。また、このコロナでね。

井上学校教育課長 遠足をやめる学校もあります。

林委員 かつて学校が荒れた時に、荒れているからあまり外で行事があると余計に子どもたちが暴れるということで、その時に、例えば、はしゃぎ回る運動会とか、ああいったものをやめてしまえというようなことがあったんですけれども、子どもたちが楽しみにしているものとか効果のあるものを一番に取ってしまっただけですね。

児島委員 逆効果ですよ。

林委員 そうそう。そうしたら、ただ勉強とか教科書を基にした勉強しか残らないといった時に、それもちょっとおかしいのではないかなあと。もっと教育を考えていくことがあっても良いのかなあと。

児島委員 学校側はそこらをぎゅうっと縮めると、ますますお母さんたちがバレエ行かせた

りピアノへ行かせたりね、ますますそういうことをしなくちゃという親がね。あまりそこを削っていくとね、今、先生が言われた様に殺伐としてくるよね。

井上学校教育課長 教職員の声を代弁するとすれば、教職員はそういうことをやめたいとは思っていないです。ところが学習指導要領に定められた標準時間数をクリアしようと思うと、どうしてもやめざるを得ないものが出てくると。その時には、やはり、例えば遠足・集団宿泊的行事であるとかということに手を付けざるを得ないという状況になって、いよいよ今年度の教育委員会の会議でお話した掃除すら授業数を満たすためにカットしている状況です。

児島委員 それって学校の評価になったり何か色々する訳。

井上学校教育課長 そうですね、学校評価がありますので、地域・保護者の方、それから教職員の自己評価・子どもたちの評価という形で学校評価としては出てくるんですが。

林委員 授業時数を報告をなさいと言って出すように言います。そうしたら最低の時数を何とかクリアしないといけないというふうな意識が働いてですね。それなら非常に柔軟に対応できる学校行事とかその辺が一番に削られていくというふうなことなので、それが本当に人の教育としてふさわしいのかどうなのかを別にしながら別の次元で動いているということなので、中々難しいと思いますね。

井上学校教育課長 その学習指導要領の中に運動会をなさいとは書いていないです。なので、運動会を取りやめる学校があっても違法ではありません。授業時数を満たすために。ただ、それをすることは子どもたちや保護者にとってどうなのかと考えたときに、運動会をしない学校はありません。やはり充実感であるとか、それまでの日頃の運動の成果を発揮する場所でもありますし6年生にとっては活躍の場であると。そう言ったときに、じゃあ、どこから減らせるのかというのを5分10分を生み出すために、教育課程を工夫しているというのを、もう泣く泣く削っているような状況です。

児島委員 偏った子どもが出来るよね。そんなことやっていたらね。

山中教育長 ちょっと話題がそれちゃって。議案第7号について他にご質問はありませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

山中教育長 お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

山中教育長 それでは続きまして、議案第9号「総社市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について」から、第11号「総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」までは、関連する内容となりますので、一括して事務局から説明願います。

梶谷教育総務課主幹 それでは議案第9号から11号まで、3号をまとめてご説明をさせていただきますんですが、前回の教育委員会で少し説明をさせていただきました教育委員会が採用します会計年度任用職員の規則につきまして、前回ちょっと大変申し訳なかったんです

が取り下げをさせていただいたものが出来まして、今回追加で上程させていただきたいと思
います。会計年度任用職員の基になっているのは、昨年度、総社市の市長部局の方の総務課
が決めました「総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」というのが基に
ありまして、それに基づいて教育委員会で採用します会計年度任用職員の勤務条件などを定
めようとするものです。今回3本ありますのは、まず議案第9号の「総社市教育委員会会計
年度任用職員に関する規則」ということになりまして、こちらの方は教育委員会が採用しま
す行政職というのが、例えば教育委員会の事務補助の方ですとか、それから事務局内、学校
教育課におられます ICT の活用支援員さん、それから社会教育指導員さん、それから公民
館長や図書館司書さんなどの事務関係の方は行政職という職になりまして、また、もう一つ
が保育職・教育職、ここに書いてある通りなんです、学校の講師の方ですとか臨時保育教
諭・保育コンシェルジュなど保育職・教育職の方、この行政職と保育職・教育職の方の給与
ですとか勤務条件を定めたものが、この議案第9号の会計年度任用職員に関する規則という
ことになります。前回の委員会の時に林先生から言われた、どこがどう変わったのかという
ことを言われておられましたが、今まで臨時職員ですとか嘱託員さんと言われる方は、本当
に法的根拠というか、市条例に嘱託員に関してこういった職がありますよと名前はあったん
ですけれども、勤務条件などの根拠は今までは無かったので、内部要領などに定められたも
のだけになります、こういった法律、地方公務員法の改正もありまして各市ごとに条例を
定めて、勤務条件なども規則を定めてその給与でどういった雇い方をするか明確にしてい
こうということで全国的に条例などを制定しているところでもあります。この給料表につきま
しては、こちらに記載させていただいておりますそれぞれの職種の方で、基礎号給というのが
この職の方の初任給ということになりまして、その上限というのがそれぞれの職の一番上限
ということで、その方が持つておられる経験などで段々上限の方へ上がってくるというよ
うなことで定めております。最初に採用された方でも、この規則の裏面、備考の方の5番目に
書いてありますが、会計年度任用職員になる前3年間、もしこの職の経験などがございました
ら、その基礎号給のところに乗せをして加算して報酬の方も計算することが出来るとい
ったようなことで、現在来ていただいている方も、実務経験がある場合には加算も出来る
というようなことも記載をさせていただいて、その方の給料などを決めていこうとしており
ます。また勤務条件につきましては、例えば規則の中に定めているのが有給休暇。これは総務
課で定めた規則の中にはありますが、来ていただく方の有給休暇とか特別休暇、それから報
酬とか期末手当、勤勉手当、通勤手当なども支給できるようなものを規定しております。議
案第9号に関しては、そういった行政職と保育職の方の給料表について記載させていただ
いております。

続きまして、議案第10号の方になります。教育委員会の技能労務会計年度任用職員の給
与等に関する規則ということで、教育委員会の中におられます学校や幼稚園におられます業
務員さん、それから給食センターえがおやこども園におられます調理員さんの給与を定めた
ものがこちらの技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則ということになります。こ

それを教育委員会の場合は技能労務職の方と分けたのが、市長部局の方には技能労務職の方が会計年度としておられませんので、ちょっとこの流れが違ってくるということで、教育委員会の場合は技能労務職の方がおられるということで、教育委員会の技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則を定めさせていただいております。それで、業務員さんと調理員さんについても同じように基礎号給としまして1級の5号給とし、上限を定めさせていただいております。なお、現在来ていただいている方は引き続き勤めていただけるように考えております。

続きまして、議案第11号になりますが、こちらは総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正ということになりまして、こちらは元々あった教育委員会の事務や決裁事項などを定めた規則ですが、これも会計年度任用職員の制度に移行することに伴いまして、中を改めようとするもので、別表改正前の嘱託員と文言があったところを人事に関する事項ということで旅行命令に関することとありますが、こちらを嘱託員、今までは旅行命令の非常勤特別職、嘱託員さんに関しては課長の決裁で旅行に行けるというものでしたが、今後は会計年度の中でも専門職の方は課長決裁で研修・旅行などに行ったりすることもあるということを想定して、課長決裁ということで、ここを直しております。それから後をお開きいただきますと、いくつか改正点があるのは、今まで改正前の下線が引いてある部分、13の項目のところの及び臨時雇用事務職員の賃金というところがありますが、こちら臨時職員に関しては賃金というのが削除されるということで、賃金のところは削除しているものです。それから一番下、最後のページになりますが、こちらも教育総務課の課長決裁、課長の専決事項のところにあります臨時職員の雇入れに関することということも、教育総務課長の決裁事項とありましたが、ここも臨時職員というのが無くなるということと、元々教育委員会の人事に関する仕事は教育総務課が行っているということもありまして、こちらの方は削除しております。以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

山中教育長 何かご質問があればお願いします。

山中教育長 しっかりしたい。保障されるということでしょうか。

梶谷教育総務課主幹 そうですね。逆に分限とか懲戒とか服務規定というのも職員と同じようにこれから発生してくるので厳しくなる面もあるのですが。

山中教育長 給料が上がるんですね。

梶谷教育総務課主幹 給料も。

山中教育長 それではお諮りいたします。議案第9号から第11号について、原案のとおり可決してよろしいか。

(異議なし)

山中教育長 それではお、議案第9号から第11号について、原案のとおり可決しました。続きまして、議案第12号「総社市立学校管理規則の一部改正について」事務局から説明願います。

井上学校教育課長 それでは議案第12号「総社市立学校管理規則の一部改正について」ご

説明を申し上げます。この度一部改正は関係法等の改正に伴うものでございます。改正前後表 A4 横の表を見てご説明をいたします。1 点目は第 2 条の備付表簿の保存年限を 5 年に統一することにしましては、令和 2 年 4 月 1 日から民法の債権関係の規定について債権の消滅時効が原則として知った時から 5 年というものに改正されることに伴い労働基準法第 115 条の賃金等請求権の消滅時効が 5 年となりました。これに伴って学校備付文書である旅行命令簿等の関係文書等の保存年限の変更が必要になったものでございます。裏面にあります第 10 条教科書以外の教材の承認については、改正前において道徳は教科外であり副読本を使用しておりましたが、道徳が教科化され教科書を使用することによるものでございます。道徳の文言を削除されました。続いて 3 点目、第 12 条職員の第 3 項、改正前は「事務参事等は、上司の命を受け、学校事務をつかさどる」の上司の命を受けの部分を削除しております。これは学校教育法第 37 条第 14 項により、事務職員が従事する者からつかさどるへの改正があったためでございます。また 13 条第 2 項の嘱託項目の削除は、来年度から会計年度任用職員制度への移行によるものでございます。第 22 条事務共同実施組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 47 条の 5 が改正され、事務職員の職務内容が改められた他、共同実施組織ができる規定から共同学校事務室として制度化されることによるものでございます。以上でございます。

山中教育長 ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

山中教育長 お諮りいたします。議案第 12 号について原案のとおり可決してよろしいか。

(異議なし)

山中教育長 それでは、議案第 12 号議案につきましては可決しましたので、よろしくお願ひいたします。私の方から、先日話ができましたので、ご報告はありません。次に、次回の教育委員会の日程ですが、4 月 24 日(金)の午後 2 時から開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案第 8 号「総社市教育委員会職員の人事異動について」の審議に入ります。本件については、案件の内容から非公開といたしたいと思いますが、いかかでしょうか。

(異議なし)

山中教育長 では、本件の審議は非公開といたします。関係職員以外は退席願ひます。

【学校教育課長、こども夢づくり課、教育総務課主幹退席】

山中教育長 それでは、議案第 8 号「総社市教育委員会職員の人事異動について」事務局から説明をお願いします。

浅野教育総務課長 【事務局資料配布・説明】

山中教育長 それではお諮りいたします。議案第 8 号については可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

山中教育長 それでは、議案第8号については原案のとおり可決いたしました。

服部教育部長 失礼いたします。先程の教育委員会でも申しましたけれども、山中教育長と林委員、小鍛冶委員が5月の任期で後任をとることになりました。同意案件を提出して、今日、議会の承認をいただいたところです。新しい教育長が一番上にございます、久山延司さん。現在、東中学校の校長先生であります。西中学校へ13年くらいおられ東中の校長で5年いらっしやいましたが、間はちょうど県の教育委員会などがございまして、総社へは通算で18年くらいお勤めなんですけど、そういったご経歴の方でございます。もう一枚おはぐりいただきますと、その次が、大山敬子先生。大山先生も2年前まで西中の校長先生でいらっしやいまして、今は林先生と同じ作陽大学で教授をされていらっしやいます。ご存知のとおり、声楽のこぶを主宰されたり色々な活動もされておられますけれども、この度、お願いしようということになりました。それから最後にもう一方、劔持江利奈さん。この方は未成年のお子さんをお持ちの保護者委員というお立場でございまして、山手にお住まいで幼稚園・小学校のPTAの役員をされましたり、あるいは主任児童委員を6年間、去年の12月までされていまして地域のこともよくご存知の方です。次の4月の教育委員会が今のメンバーでは最後になると思いますけれども、5月からこういった方々と進めてまいります。よろしく願いいたします。それから、もう一点、コロナ関係の話ですけれども、今、学校園の方が中学校・小学校は3月25日まで臨時の休業中です。26日から春休みに入ってしまうので、一応形としては春休みは4月の5日6日辺りまであります。そこまでは、学校は閉じた形になりますけれども。実は、多分今日の晩辺りに、国が専門家会議で今までの成果・効果とか、今後の見通し・方針を発表されると聞いております。当然、学校の休業についても、どうするのか、再開をいつにするのかとか、国の方針が示されると思いますので。実はこの週を明けた23日月曜日なんですけど、市長と協議をしようと思っております。今申し上げた学校関係をどうするか。これには、現場の校長も何名かお声掛けをしておりますし、急な話なんですけど、委員の皆さまも23日月曜日の14時30分ですが、学校についてご意見を現場の先生方から聞きまして、市長の意向も確認しようと思っております。もし可能であれば、僅か昼間の30分だけになるかもしれませんが、ご出席いただけたらと思っております。

児島委員 何時ですか。

服部教育部長 来週23日月曜日の14時30分です。場所は、市長室が多くなれば会議室を借りようと思っておりますけれども、市長に相談したいということで月曜日にその時間を取らせていただいておりますので。すみません、急に今申し上げまして。ご予定が多分難しいと思いますけれども、ご参加いただければそのようなスケジュールの方がいらっしやいましたら。

児島委員 僕は大丈夫。卒業式、中止になりました。

林委員 僕も卒業式の振替休日になっています。

小鍛冶委員 私も大丈夫です。

服部教育部長 三宅先生、どうですか。

三宅委員 予防接種が入っているかどうかで。是非、行きたいと思いますので調整してみます。

服部教育部長 分かりました。時間だけはセットしておりますので、とりあえず市長室を会場に思っていますけれども人数が増えましたら窮屈なので、どこか市役所の会議室をと思っております。もし場所が変わりましたら直前ででもご連絡を差し上げますので、急な申し出にありがとうございます。

山中教育長 よろしいでしょうか。では4月はこのメンバーで、ですよね。

林委員 最後で。

山中教育長 どうもありがとうございました。

梶谷教育総務課主幹 5月の教育委員会は、5月19日（火）午前か5月25日（月）午後でいかがでしょうか。

兎島委員 5月19日がありがたいね。今のところどちらでもいいけど、19日のほうがいいね。25日でもいいよ。

三宅委員 どちらでもいいけど、19日の午前中でいいですよ。

梶谷教育総務課主幹 また、時間等を連絡させていただきます。

山中教育長 これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後4時50分】